



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

- 563 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)..... 1
- 564 生活保護法による医療機関の指定 ( " )..... 2
- 565 生活保護法による介護機関の指定 ( " )..... 2
- 566 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)..... 2
- 567 " ( " )..... 3
- 568 紀の川左岸土地改良区の定款変更の認可 (農業農村整備課)..... 4
- 569 随意契約の相手方の決定 (技術調査課)..... 4
- 570 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 4
- 571 平成25年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会)..... 5

○ 公告

- 入札公告 (教育委員会)..... 7

○ 公営企業管理規程

- \*1 和歌山県営工業用水道事業条例施行規程の一部を改正する規程 ..... 9
- \*2 和歌山県公営企業事務委任規程の一部を改正する規程 ..... 13

○ 正誤

- 平成25年4月19日付け和歌山県報第2448号和歌山県告示第481号中 ..... 13

## 告 示

和歌山県告示第563号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
海南薬 20-12	タブセ薬局	海南市阪井955	平成 25. 3. 31
岩薬 2-18	ジップドラッグ東洋岩出薬局	岩出市野上野98-3	平成 25. 3. 31
紀薬 9-23	ジップドラッグ長山薬局	紀の川市貴志川町長山245-1	平成 25. 3. 31
那薬 17-6	グリーン薬局	紀の川市貴志川町鳥居164-5	平成 25. 3. 31

## 和歌山県告示第564号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀薬 14-25	ジップドラッグ長山薬局	紀の川市貴志川町長山245-1	平成 25. 4. 1
岩薬 9-25	ジップドラッグ東洋岩出薬局	岩出市野上野98-3	平成 25. 4. 1

## 和歌山県告示第565号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
有限会社こころ	海南市下津町大崎83 9番地3	デイサービスセンタ ー・スイミー	海南市下津町方2088 番地32	通所介護・介護予 防通所介護	平成 25. 4. 22

## 和歌山県告示第566号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
グルメシティ田辺ショッピングセンター  
和歌山県田辺市宝来町24-26
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社プラス 代表取締役 野田正史  
和歌山県田辺市宝来町17番12号
- 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う小売業者の代表者の変更  
（変更前）株式会社グルメシティ近畿 代表取締役 高月春美  
（変更後）株式会社グルメシティ近畿 代表取締役 佐々木浩

- 4 変更年月日  
平成25年3月1日
- 5 変更した理由  
小売業者代表者の変更があった為
- 6 届出年月日  
平成25年4月26日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課 (田辺市朝日ヶ丘23-1)  
田辺市産業部商工振興課 (田辺市新屋敷1番地)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成25年5月14日から同年9月17日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第567号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
白浜ショッピングセンター  
和歌山県西牟婁郡白浜町1349-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社プラス 代表取締役 野田正史  
和歌山県田辺市宝来町17番12号  
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う小売業者の代表者の変更  
(変更前) 株式会社グルメシティ近畿 代表取締役 高月春美  
(変更後) 株式会社グルメシティ近畿 代表取締役 佐々木浩
- 4 変更年月日  
平成25年3月1日
- 5 変更した理由  
小売業者代表者の変更があった為
- 6 届出年月日  
平成25年4月26日
- 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課(田辺市朝日ヶ丘23-1)

白浜町観光課(西牟婁郡白浜町1600番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年5月14日から同年9月17日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第568号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、紀の川左岸土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成25年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第569号

暗号アルゴリズム移行に係る公共工事等統合支援システム改修業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

暗号アルゴリズム移行に係る公共工事等統合支援システム改修業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成25年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立システムズ関西支社

大阪府大阪市北区中之島三丁目3番23号

5 随意契約に係る契約金額

45,150,000円(うち消費税及び地方消費税の額2,150,000円)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第1号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67条)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第570号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

		申請者		道路
--	--	-----	--	----

指定番号	指 定 位 置	住 所 名 氏 名	指定年月日	幅 員 メートル	延 長 メートル
3221	紀の川市東国分字宮毛75番1の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田玉姫	平成 25. 4. 26	6. 00	64. 03

## 和歌山県告示第571号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成25年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成25年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する業務の名称

平成25年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成25年6月12日（水）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成21年制定）に基づく入札参加資格の停止を受けている者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

(7) 3の（1）のロに掲げる提案書について和歌山県の仕様を満足しているものを提出した者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

(2) (1) のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく入札参加に関する知事の審査を経て、現に有効な入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成25年5月14日（火）から同月29日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成25年6月3日（月）午後4時までに和歌山県立和歌山工業高等学校に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市西浜3丁目6番1号

和歌山県立和歌山工業高等学校 応接室

##### (2) 日時

平成25年5月29日（水）午後3時

#### 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成25年5月29日（水）から同年6月12日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後4時までの間に6に掲げる場所で受け付ける。

#### 6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立和歌山工業高等学校 事務室

和歌山市西浜3丁目6番1号

郵便番号 641-0036

電話番号 073-444-0158

ファクシミリ番号 073-444-2510

#### 7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 8 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成25年6月28日（金）までに郵送により通知する。

#### 9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

- (2) (1)の説明は、不適格認定の通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出は、6に掲げる場所とする。

## 公 告

### 入 札 公 告

平成25年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第16条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成25年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度  
平成25年度
- (2) 調達物品等の名称  
平成25年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借
- (3) 調達物品等の仕様の内容  
入札説明書による。
- (4) 納入及び設置場所  
和歌山市西浜3丁目6番1号  
和歌山県立和歌山工業高等学校
- (5) 履行期間  
平成25年10月1日（火）から平成30年9月30日（日）まで

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成25年和歌山県告示第571号に規定する平成25年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借に係る競争入札参加資格を有すること。

#### 3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所  
和歌山市西浜3丁目6番1号  
和歌山県立和歌山工業高等学校 事務室

(2) 日時

平成25年5月14日（火）から同年7月9日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後4時まで

#### 4 入札説明書を交付する場所及び日時等

- (1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所  
3の(1)に同じ。

イ 日時

平成25年5月14日（火）から同月29日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後4時まで

- (2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質

問を行うものとし、その後は、平成25年6月3日（月）午後4時までに和歌山県立和歌山工業高等学校に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 5 入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市西浜3丁目6番1号  
和歌山県立和歌山工業高等学校 応接室

##### (2) 日時

平成25年5月29日（水）午後3時から

#### 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

##### ア 入札場所

5の(1)に同じ

##### イ 入札日時

平成25年7月10日（水）午後3時から

##### ウ 開札場所

アに同じ。

##### エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成25年7月10日（水）午前11時までに和歌山県立和歌山工業高等学校へ必着するように行わなければならない。

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額（月額の入札金額に60を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加えた額をいう。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。



なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立和歌山工業高等学校の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立和歌山工業高等学校の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

#### 12 契約書の要否

要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

##### ア 名称

和歌山県立和歌山工業高等学校

##### イ 所在地

和歌山市西浜3丁目6番1号

郵便番号 641-0036

電話番号 073-444-0158

ファクシミリ番号 073-444-2510

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### 15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Rental of information processing equipment for information processing room

- (2) Date and time for tender :

15:00 am 10 July 2013

- (3) Contact point for the notice:

Wakayama Technical High School Office

3-6-1 Nishihama Wakayama City, 641-0036 Japan

TEL 073-444-0158

FAX 073-444-2510

---

## 公営企業管理規程

### 和歌山県公営企業管理規程第1号

和歌山県営工業用水道事業条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年5月14日

和歌山県営工業用水道事業条例施行規程の一部を改正する規程

和歌山県営工業用水道事業条例施行規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第9条中「、この」を「この」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「つど」を「都度」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（水道料金の減免）

第8条 条例第9条第3項に規定する公益上特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 知事が、24時間以上継続して給水を停止したこと。
  - (2) 災害その他やむを得ない事態の発生により、工業用水を消火の用に供したとき又は使用者の操業に影響が出たこと。
- 2 前項第2号の規定により水道料金の減免を受けようとする者は、別記第10号様式により知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により提出された申請書を審査の上、適当と認めるときは水道料金の減免を決定し、別記第11号様式により使用者に通知するものとする。
- 別記第9号様式の次に次の2様式を加える。

別記第10号様式(第8条関係)

和歌山県営工業用水道料金減免申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名



(法人の場合は、主たる事務所の所在地及び  
代表者の職氏名)

次のとおり工業用水道料金の減免を受けたいので、和歌山県営工業用水道事業条例施行規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第6号）第8条第2項の規定により申請します。

受 水 場 所	
受 水 工 場 名	
減 免 の 期 間	年 月 日 ( 時 ) から 年 月 日 ( 時 ) までの 日間
減免の対象水量	立方メートル
減免の申請金額	円
減免を申請する理由	
添 付 書 類	
備 考	

別記第11号様式(第8条関係)

和歌山県営工業用水道料金減免決定通知書

年 月 日

様

和歌山県知事

印

年 月 日付けで申請のあった和歌山県営工業用水道料金の減免については、和歌山県営工業用水道事業条例施行規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第6号）第8条第3項の規定により、次のとおり決定したから通知します。

受 水 場 所	
受 水 工 場 名	
減 免 の 期 間	年 月 日 ( 時 ) から 年 月 日 ( 時 ) までの 日間
減免の対象水量	立方メートル
減 免 の 金 額	円
減 免 の 理 由	
備 考	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 和歌山県公営企業管理規程第2号

和歌山県公営企業事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営企業事務委任規程の一部を改正する規程

和歌山県公営企業事務委任規程（平成17年和歌山県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 第8条第1項の規定による給水の制限又は停止の決定及び同条第2項の規定による通知

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 正 誤

## 正 誤

平成25年4月19日付け和歌山県報第2448号和歌山県告示第481号中

ページ	誤	正
17	築地7丁目1-1	天満木戸浦441-8